

(新)			(旧)		
種 類	面 積	備 考	種 類	面 積	備 考
第 1 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha ＝ (1.4)	<u>変更（廃止）</u>	第 1 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha 1.4	新宿区中高層階住居専用地区における建築物の制限に関する条例 (平成 6 年 1 2 月 6 日条例第 4 8 号) 〔規制の概要〕 住宅の確保及び住環境を保護するため、指定階の用途を居住用途に 限定するなど必要な用途制限を行う。 第 1 種中高層階住居専用地区 ・住居等を確保するため、3 階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下 宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(3 階以上の部分で、 延べ面積の 3 分の 1 以上を住宅等の用途としたものを除く。) ・住環境を保護するため、3 階以上の部分において風俗営業等の用 途制限を行う。
第 2 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha ＝ (117.3)		第 2 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha 117.3	第 2 種中高層階住居専用地区 ・住居等を確保するため、4 階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下 宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4 階以上の部分で、 延べ面積の 4 分の 1 以上を住宅等の用途としたものを除く。) ・住環境を保護するため、4 階以上の部分において風俗営業等の用 途制限を行う。
第 3 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha ＝ (0.0)		第 3 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha 0.0	第 3 種中高層階住居専用地区 ・住居等を確保するため、5 階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下 宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(5 階以上の部分で、 延べ面積の 5 分の 1 以上を住宅等の用途としたものを除く。) ・住環境を保護するため、5 階以上の部分において風俗営業等の用 途制限を行う。
第 4 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha ＝ (71.4)		第 4 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha 71.4	第 4 種中高層階住居専用地区 ・住居等を確保するため、4 階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下 宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4 階以上の部分で、 延べ面積の 5 分の 1 以上を住宅等の用途としたものを除く。) ・住環境を保護するため、4 階以上の部分において風俗営業等の用 途制限を行う。
第 5 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha ＝ (90.9)		第 5 種 中高層階 住居専用 地区	約 ha 90.9	第 5 種中高層階住居専用地区 ・住居等を確保するため、4 階以上に住宅、共同住宅、寄宿舎、下 宿、老人ホーム等以外の建築の規制を行う。(4 階以上の部分で、 延べ面積の 6 分の 1 以上を住宅等の用途としたものを除く。) ・住環境を保護するため、4 階以上の部分において風俗営業等の用 途制限を行う。
合 計	約 ha ＝ (281.0)		小 計	約 ha 281.0	
「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」 理由：緩やかに増加し続ける定住人口と住宅ストックの量的な充足に伴い、中高層階住居専用地区を 廃止する。			「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり。」 理由：用途地域の変更に伴い、中高層階住居専用地区の面積を変更する。		